

第5部 畜産

解説

この部には、「畜産統計調査」の結果から家畜の飼養戸数、頭羽数を、「牛乳乳製品統計調査」の結果から生乳生産量等に関する統計を掲載した。

1 調査の概要

(1) 畜産統計調査

畜産統計調査は、主要家畜（乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏及びブロイラー）に関する飼養戸数、飼養頭（羽）数等その他飼養に関する実態を明らかにし、我が国の畜産生産の現況を明らかにするとともに、畜産行政推進のための基礎資料を整備することを目的とする。

なお、農林業センサス実施年は調査を休止する。

(2) 牛乳乳製品統計調査

牛乳乳製品統計調査は、牛乳及び乳製品の生産、出荷及び在庫等に関する実態を明らかにし、畜産行政の資料を整備することを目的とする。

2 定義及び用語の解説

(1) 乳用牛

搾乳を目的として飼養している牛(将来搾乳する目的で飼養している子牛を含む。)をいう。

本調査における乳用牛と肉用牛の別は、品種区分ではなく利用目的によって区分するため、調査対象となる牛はめすのみとし、交配するためのおすは除く。

なお、めすの未經産牛を肉用目的に肥育しているものは肉用牛とし、搾乳の経験のある牛を肉用目的に肥育中のもの（老廃牛の肥育等）は肉用牛とせず乳用牛に含めた。

(2) 肉用牛

肉用を目的として飼養している牛をいう。

本調査における肉用牛と乳用牛の別は、品種区分ではなく、利用目的によって区分するため、乳用種のおすばかりでなく、めすの未經産牛も肥育を目的として飼養している場合には肉用牛とした。ただし、搾乳経験のある牛を肉用目的に肥育しても肉用牛に含めない。

(3) 子取り用めす豚

生後6か月以上で子豚を生産することを目的として飼養しているめす豚をいい、過去に種付けしたことのある豚及び近い将来種付けすることが確定している豚をいう。

(4) 種おす豚

生後6か月以上で種付けに供することを目的として飼養しているおす豚をいい、過去に種付けに供したことのある豚及び近い将来種付けに供することが確定している豚をいう。

(5) 肥育豚

自家で肥育して肉豚として販売することを目的として飼養している豚をいい、肥育用のもと

豚として販売するものは含めない。

- (6) 採卵鶏
鶏卵を生産することを目的として飼養している鶏をいう。
- (7) 成鶏めす
ふ化後、6か月齢以上のめすの鶏をいう。ただし、種鶏の成鶏めすは除く。
- (8) ブロイラー
当初から食用に供する目的で飼養し、ふ化後3か月未満で肉用として出荷する鶏をいう。
肉用目的で飼養している鶏であれば、「肉用種」「卵用種」の種類は問わないが、採卵鶏の
産卵鶏は含めない。
また、ふ化後3か月未満で肉用として出荷する鶏であれば、地鶏及び銘柄鶏もここに含めた。
この場合の「地鶏」とは特定JAS規格の認定を受けた鶏（ふ化後75日以上で出荷）を、「銘柄
鶏」とは一般社団法人日本食鳥協会の定義により出荷時に「銘柄鶏」の表示がされる鶏をい
う。

3 利用上の留意事項

畜産統計調査における四捨五入の方法は、戸数については4桁以上の数値を以下の基準によ
り四捨五入し、3桁以下の数値については原数表示した。

また、頭羽数については、以下の基準により四捨五入を行った。

原 数	四捨五入 する桁 (下から)	例	
		原 数 値 (四捨五入する前)	統 計 数 値 (四捨五入した後)
7桁以上	3桁	1,234,567	1,235,000
6桁	2桁	123,456	123,500
5桁		12,345	12,300
4桁	1桁	1,234	1,230
※ 3桁		123	120
※ 2桁		12	10
※ 1桁		1	0

※は、「利用者のために」の6に記した四捨五入と異なる。